

監獄協會雜誌

第參拾壹卷
第八號

講演 司獄官の感想を問ふ……………法學博士 花井卓藏……………(一)

資料 作業能率増進に關する督勵方法及其實況……………盛岡監獄……………(一九)

統計 大正七年六月中入出監並月末在監人員外三表……………(二七)

譚叢 思潮……………櫻……………岳……………(三五)

片々錄……………霜……………翰……………(四二)

雜纂 一水和尙氏に一寸一言……………無……………水生……………(四三)

緣蔭漫語……………一……………水和尙……………(四四)

彙報 監獄醫殉職其他……………叙任……………會報……………公文……………(五一)

目次

監獄協會雜誌第叁拾壹卷第八號

講演

司獄官の感想を問ふ

(大正七年五月十一日監獄協會總會席上に於て)

法學博士 花井卓藏

今日、突然講演の御命令でありますが、何の用意もありません。寧ろ此機會を利用して私は諸君の前に一つ問題を提出して、教を請はうと思ひます。敢て逆襲と申すのではありません。

司獄官諸君に伺ひたい問題は、四つあります。第一は六七十歳の老人、獄に下るに當り、初めて其人に接せられたる刹那の感想であります。第二は十四歳乃至十八歳前後の少年の獄に入りしとき、第三は學生の獄に入りしとき、第四は婦人の獄に入りしとき、如何なる感想を以て之を迎へらるゝや。私は是等の人々の犯罪を研究するに就きまして、積年諸君の感想を聞かんことを欲して居つたのであります。老人何が故に此所に來れる。答て曰く健へて食を得ず、病んで働く能はず、子女の以て吾を養ふ者なし、故に盜めりと。諸君の感想如何。少年何が故に來れる。答て曰く幼にして父母を失ひ、

家庭を知らず、道途に食を乞ふて渴を醫す。過つて盜めりと。諸君の感想如何。婦人何が故に來れる。答て曰く火を主人の家に放てり、日常虐使せられて忍ぶ能はず、誣いられて盜とせられ、逐はれて家に還る、繼母怒つて妾を毆てり主家を恨むの餘、火を放てりと。諸君の感想如何。學生何が故に來れる。答て曰く惡友に交りて一身を愆り、日夕酒色に耽溺して學藝を修めず、詐欺の罪を犯して遂に闇國の人となれりと。諸君の感想如何。諸君に父母あらん、子女あらん、感慨眞に無量ならん。其感慨を私は承りたいのであります。

世の中に、人の不幸を憫まぬものはありますまい。心柄とは申しながら、人間罪に咒はるゝ程不幸なるはなしであります。而も今述べたる四人者の如きは、不幸中の大不幸の人であります。彼等の獄に下りし當時の感想、彼等の罪を犯せし當時の事情、聽き畢つて如何なる感想を起さるゝや。行刑上の實際問題として、諸君の攻究せらるべき重要問題ではありますまいか。私は甚だ素人でございますが、諸君の考も大抵我々と異なる所はあるまいと思ふ。彼等に接して起るべきは、慈悲の心でありましよう、愛憐の情でありましよう。此心、此情、以て彼等を不幸の淵より救ひたいといふ慈悲の心でありましよう。過を改め善に遷り、再び良民生活に入りたいといふ愛憐の情でありましよう。憎むべきは心より出でたる犯罪であります。境遇の爲めに、生活難の爲めに、惡魔が彼の手を捉へて心にもなき罪を犯さしめたる彼等の罪は憫んで遣らねばなりませんまい。之を教化し、之を善導して、邪心を矯めて遣らねばなりませんまい。

醫師の最も愉快とする所は、不治の病人を全快せしむることでありましよう。治すべき病人を治するは當然であります。治すべからざる病人を治してこそ、醫師の譽れとなるのであります。諸君子は即ち醫師であります。治すべきものを治し、亦治すべからざるものをも治せねばならぬ。犯罪は小にしては其人の疾病である、大にしては國家社會の疾病であります。更に之を擴張すれば大宇宙の大疾病であります。根本的に治術を講せねばなりません。之を治するは國家の急務、而して諸君の職責であります。而も彼等は治すべからざる難病の人ではありません。入獄當時に於ける諸君子の感想にして終始せらるれば、一に看病、二に藥であります。諸君子の精神的看病の力は、彼等を救ひ得らるのであります。彼の性格、彼の犯罪事實、其動機、其境遇、其近因遠因、其内縁外縁、有らゆる事情を審かにせられて、教化し善導せらるれば、邪念は抑へられます。惡念は絶たれます。治すべき病人であります。若し治すべからざる病人であつたとすれば、益々以て之を治するの愉快を得せられねばなりませんまい。而して須臾も忘るべからざるは、慈悲の心、愛憐の情であります。一に看病、二に藥であります。

二

人生の第一義より見れば、我々人類は或意味に於て疾病の人である。罪惡の人である。最高道德より見れば、我と彼と共に犯罪人であります。唯輕重の差あるに過ぎませぬ。道德觀と法律觀との差あるに過ぎぬのであります。自然の大法に支配せらるれば、皆刑罰を受くべき我等であります。乃ち同病

相憐れむの心、同因相慈むの情を以て、慰懃に接せねばならぬ。就中心すべきは、老人の犯罪であります。老病であります。必ずしも前に述べたる「僅へて食を得ず、病んで働く能はず、子女の以て吾を養ふ者なし、故に盜めり」といふ例のみではありません。總じて老人犯罪に就きましては、考慮すべき裁判上、行刑上、幾多の問題があります。刑法學の基礎としては、刑事心理の研究は最も大切であります。少年に對しては成るべく刑罰を避けて教育感化の道に頼るべしとは、刑事政策一般の趨勢であると同時に、老人も又退行年齢者として、心神低能者として、特殊の道を採らざるべからずとは、今日に在りては殆んど定論となつて居ります。老人犯罪の心理的及生理的研究、老人犯罪の統計的研究は共に刑事學上の重要事項となつて居ります。老人犯罪は心理的、生理的若くは病的に因る精神障害より來るものが多いのであります。畢竟動機に對する抑制力が減するからであります。動機に打勝つ反抗觀念がなくなるからであります。老人には竊盜、詐欺、賭博、姦淫の犯罪が多いようでありましたが、何れも抑制力の減少、反抗觀念の缺乏より起るのであります。正確なる統計を得ては居りませんが、蓋し間違はなからうと思ひます。精神病學者の著書には、老人犯罪の多くは精神障害に起るものと斷定し、老耄性精神病、老耄性痴呆などの例を幾つも擧げてあります。裁判上、行刑上老人犯罪に對する司法官司獄官の感想は切に承りたいのであります。

偕て醫師としての諸君、諸君は此老病を如何にして治療せらるゝや。行刑實際家は決して其研究を忽かにしてはならぬのであります。少しく餘談に移りましたが、少年でも、婦人でも、學生でも、細

かに觀察すれば其れ／＼研究點はあるのであります。

三

偕、期滿ちて出獄する。乃ち病氣が全快して退院するのである。諸君子の手を離るゝのであります。それからどうなる。飽くまで心身の健全を保ち再び病氣に罹らぬやうに、攝生の道を講せしめねばなりません。病後の攝生、之が最も必要であります。然るに只今鈴木次官の演説にもある通り、此病後の攝生が却々むづかしいのであります。折角諸君が心血を竭して、治すべからざる病を治して下さつても、病後の攝生を怠つては、病は必ず再發します。治すべからざる病、漸つこのことで治したのである、再發しては最早治すべき道はありません。而して、日本の法令並に一般道德は、此點に關して、あまりに冷淡ではありますまいか。出獄人の保護乃ち病後の攝生に就ては、法令も道德も行届いては居らぬように思はれます。國民の有らゆる階級、有らゆると云つては語弊はありますが、其大部分は彼の自由と彼の生活とを不言不語の間に奪ふて居ります。老者は委棄せられ、幼者は放擲せらる。婦人は疎せられ、學生は遠けらる。是が今日の實狀であります。鈴木君の申されたる如く「前科者」嗚呼此一語、實に彼等を驅つて累犯者たらしむるのであります。往いて面會を求むれば避けて逢はず、就いて職を求むれば斥けて與へず。彼に改過遷善の實あり、獨立自營の精神あり。而して我之を妨ぐるののである。彼の少女は如何にすべき、彼の青年は如何にすべき、校門深く鎖して汝の出入を禁せられ、世人警めて彼と交らざらんとす。出獄後の保護は、法令も、道德も、一般國民も斯の如く

に冷酷であります。境遇は彼を不自由の淵に投ずる。彼の生活道を絶つ。累犯は無慈悲と不人情の合作である。於是、病膏盲に入り、終身不治の人となるのであります。而して犯罪は慣れる程、恐しくなくなる云ふことであります。

大正四年度の新受刑者中、男一萬六千六百七十二人、女五百二人の累犯があります。人道上、道徳上、經濟上、是は果して誰の責任に歸するのでありますか。有心の人は此點に向つて心を配つて居る。唯限りなきの『前科者』に對應すべく限りあるの設備は足りないものである。野に放たれたる虎、暴れざるを得ないではありませんか。誠に累犯防遏の法律的設備、道徳的設備は急務中の急務であります。一般社會の此問題に對する觀念が如何にも冷淡でありますから、此問題を諸君の前に提供して、今の法令以外、今の設備以外、老人、少年、婦人、學生の出獄後に於ける處遇、教化、保護に關する高見を承りたいのであります。

私は思ふ、人間は好んで罪を犯すものでない。稀にはあるかも知れぬが。それは千百中の一二で、畢竟罪の源は境遇である。生活難である。犯罪の原因は千差萬別であるけれども、煎じ詰むれば境遇と生活難といふことになる。境遇不幸の人は、罪を犯して境遇不幸の所に投せらるゝのである。期滿つれば『前科者』の名を負ふて、再び境遇不幸の所に放たるゝのである。世間には斥けられ、人には顧みられぬ。斯くて暗き過去の歴史は何時までも汝を咒ふのである。生存の目的、生活の興味、二つながら失つては悔恨もなし、感謝もなしであります。奪ふて飲み、掠めて食ふの外はないのであります。

事此に至る、境遇不幸の所に復歸せざるを得ないではありませぬか。再犯は三犯となり、四犯五犯となり、十犯二十犯となるのであります。『再犯防遏』語は簡なりと雖も、問題は大なり。如何にせば其效果を收め得らるべきか。唯夫れ慈悲の心、愛憐の情、世道人心の寛容に訴ふるのみであります。過去半生の暗影は抹し去れ、新しき生命に光輝あらしめよ。

四

私は監獄といふ言葉は、學術上では當らぬかも知れませぬが、二つの意義を有して居ると思ふ。我々は廣き意味に於ける監獄の囚人である。彼等は狭き意味に於ける監獄の囚人である乃ち我は大監獄に在り、彼は小監獄に在るのである。人生の第一義より見れば、我々は總て罪囚である。自然の大法に支配せらるれば、日々刻々刑事被告人として法廷に立つて居るのである。乃ち我は天地を監獄とする廣い大きい監獄に在る囚人である。彼と我と共に罪囚なりとせば、其狭い小さい獄を出で、廣い大きい獄に移りたる、換言すれば、大小廣狭の差こそあれ、同く囚人である以上は、之を疎してはなりませぬ。法令以外、道徳以外、我々は一致して彼の教化善導に努め、自由を與へ、生活を惠み、所謂病後の攝生を助け、彼をして再び病に罹らしめぬように、努めて遣らねばならぬのであります。而して、免囚保護事業は最も神聖なる事業であつて、人間を改造するのである。人間の良心の入れ換へをするのであります。

罪を犯して心配をしないものはありませぬ。罪を犯し獄に投せられて、心配しないものはありませぬ。

ぬ。期滿ち獄を出づれば、心配は更に多いのであります。再び罪を犯してはならぬ。良心を砥礪し、品性を高潔にし、以て邪念を絶ち、以て獨立自營の精神を養ひ、太平の民として生業を營み、國恩に報ひねばならぬといふ心配程、大なる心配はありませぬ。誠に善き心配であります。而して法令も道德も汝を擁護して自由を與へず、生活を授けず。憎惡し、冷遇し、天下一人の以て汝の心配を顧みるものなしと云ふに至ては、之を無慈悲と云はすして何と云ひましょう。乃ち是れ汝の自暴自棄は汝の自暴自棄にあらざるなり。人あり、汝の自暴自棄を激成するなり。獎勵するなり。再犯は此に起るのであります。慈悲の心、愛の情は、精神的救済の主眼である。無慈悲に泣きつゝ、不人情を啣ちつゝ、世を侮みて罪を再びするものは滔々皆是であります。人の心配する氣掛り、悲しみの程度、秘密の苦しみ、何もかも知つて遣らねば、精神的に彼を救済して本然の善に歸らしむることは出来ませぬ。廣い大きい監獄に在る我々囚人は、其心して時弊を匡救することに骨を折りたいものであります。免囚保護は法令一片では目的は貫徹ないのであります。承るところに依れば、我國の監獄には年々二十萬人出入し、日々六萬五千人收容せらるゝと云ふことである。而して再犯以上の者は窃盜に於て全數の八割強、詐欺に於て全數の七割強、横領に於て全數の五割強を示して居ると云ふことであります。「社會と救済」第二卷第一號に監獄統計一班と題し、累犯に關する記事があります。心して讀まねばなりませぬ。

大正四年中の新受刑者中男には一萬六千六百七十二人、女には五百二人の累犯者がある。之を新受刑者の各性總數に比例するに男

は四〇・二六％、女は二三・八四％の累犯者ありたることを爲る。此の累犯者を年齢十八歳未満と以上とに分てば男は十八歳未満二・三五％、十八歳以上九七・六五％に當り、女は十八歳未満四・三八％、十八歳以上九五・六二％に當り、女の少年累犯者は八しく高い。又此の少年累犯者を犯數に分ち見れば男は再犯八二・三五％、三犯以上一七・六五％にして女は再犯八六・三六％、三犯以上一三・六四％である。又十八歳以上の累犯者を犯數に依り分ち見るに、男は再犯五九・五一％、三犯以上五三・三六％、三少に徴すれば概して女は男よりも犯數多き者が少い。累犯者を罪名別に分ち主なる罪名の分節比例を算出するに、十八歳未満の男に於ては竊盜八六・四％、横領五・四％、詐欺及恐喝四・九％に當り、同女に於ては殆ど全部に近き九〇・九％は竊盜である。又十八歳以上の男に於ては竊盜五二・七二％、賭博及富蔵一八・二一％、詐欺及恐喝一三・九％、横領五・〇％、傷害一・四％で、同女は竊盜五五・六％、賭博及富蔵二二・五％、詐欺及恐喝九・八％、横領六・五％に當つて居る。

同胞を救ふの道は人の人たる道を盡す所以であつて、慈悲の心、愛憐の情は人間の美德であります。而して彼等の爲めに糜すところの國費は、國家經濟の大問題として注意を拂はねばなりませぬ。慈悲の心、愛憐の情は此夥しき國費に代るべき無形の財用を爲すのであります。

谷田監獄局長編纂「獄制研究資料」第一輯に普國監獄則（一九〇二年十一月十四日普國內務省令）が載せてありますが、其第三條に「自由刑執行ノ目的ハ受刑者ヲ威服シテ法ノ下ニ屈從シ法ヲ尊重スルノ念ヲ起サシメ、彼等ヲ矯正シテ道德上改善ノ實ヲ擧ケシメ、彼等ヲ教育シテ出獄後國法ニ遵ヒ正業ニ勉ムル良民トナラシムルニ在リ」と書いてあります。誠に其通でありまして、彼等を矯正して、道德上改善の實を擧げしめ、彼等を教育して、出獄後國法に遵ひ正業に勉むる良民とならしむることは刑罰の眞の目的であります。そこで出獄後の保護が大切となるのであります。法律の精神も、裁判の精神も、

執行の精神も、皆此處に集注するのであります。私の所謂廣い大きい監獄、乃ち第二の監獄に於て、我等同囚相頼り、相輔け、法令よりも、機關よりも、我から進んで彼を教化し善導し、獨立自營の計を講じて遣らねばならぬと申すのは畢竟此意に外あらぬのであります。

參照

普國監獄則抄

第五條二 監督官廳ハ少クモ三月毎ニ一回監獄事務ヲ管掌スル地方廳ノ官吏縣事務官ヲシテ監獄ヲ巡視セシムヘシ。縣事務官ノ巡視アルトキハ其都度在監者ノ現狀ヲ表記シタル證明書類ヲ提示スヘシ。縣事務官ハ一年一回左ノ各員ヲ其巡視ニ參加セシムヘシ。

(イ) 建造物ノ狀態ヲ檢閲スル爲メ縣建築技師

(ロ) 教育ノ狀態ヲ檢閲スル爲メ縣視學官

(ハ) 健康狀態及ヒ衛生の施設ヲ檢閲スル爲メ縣衛生技師

(ニ) 作業經營ノ狀態ヲ檢閲スル爲メ地方勸業技師

第十二條二 監獄長ハ檢閲ニ在監者ノ身上ヲ調査シ各個人ノ人格及ビ特性ヲ詳悉シ之ニ適應スル處遇ヲ爲スコトヲ要ス。

第十二條三 監獄長ハ在監者ノ居房及ヒ作業ヲ指定シ且本則ノ規定ニ基キ懲戒權ヲ行フ。

第十二條四 監獄長ハ出獄スヘキ在監者ヲ保護スル爲メ適當ナル措置ヲ採ルベキモノトス。(第百九十二條)

第三十二條一 會議ニ付スベキ事項左ノ如シ。

(ニ) 新入監者ニ對シ作業ノ賦課、紀律上若クハ衛生上ノ理由ニ基キ作業ノ轉換。

(ハ) 在監者ノ道德上精神上若クハ肉體上ノ狀態ニ關スル審査。

第三十三條一 會議ノ目的ハ高級官吏ヲシテ職務ノ一般ノ事情、在監者ノ人物及ヒ其處遇ノ如何ヲ知悉セシムルニ在リ、會議ハ監獄長ノ諮詢機關タルニ過ギズ、監獄長ハ會議ニ於ケル多數ノ意見ニ聽從セラルルコトヲ任意ニ裁決ヲ爲シ、其裁決ニ付テハ單獨ニ責任ヲ負フ、但在監者ニ對シ答罰(本則第百七十條第二號)ヲ科スル事案ニ付テハ此限ニ在ラス。

第四十五條

監獄官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハス常ニ言行ヲ慎ミ忠實ニシテ名譽ヲ重ニスル王國官吏タルノ體面ヲ汚サランコトヲ期スヘシ。上官ニ對シテハ克ク其命令ニ服從シ、職務上負担スル義務ヲ誠實ニ之ヲ履行シ而シテ職務ニ關スル事項ニ付テハ一切秘密ヲ恪守スヘシ。囚人ヲ遇スルニハ親切鄭重、公平無私、莊重整齊ヲ以テシ。必要アルトキハ嚴格ヲ以テ之ニ臨ムヘシ。囚人ト無用ノ談話ヲ爲シ又ハ私ニ囚人ト交際スルコトヲ許サス。囚人逃走ヲ企テ、反抗ヲ試ミ、騷擾ヲ醸ス場合ニ於テハ一身ヲ捧テ其防遏ニ努メ、同僚雖ニ當ルトキハ互ニ相救護スヘシ。若シ或ハ法權違逆スル者アレハ懲戒ノ律ニ照シ僥倖スルコトナシ。受持ノ囚人ヲ逃走セシメタル官吏ハ懲戒又ハ刑事ノ處罰ヲ受クヘシ。懲戒罰、刑事罰ノ中其一ヲ受クルモ之レカ爲メ必スシモ他ノ罰ヲ免カレモノニ非スト知ルヘシ。

第四十九條一

教師、師、ナルヘキ者ハ通則トシテ其奉職セントスル監獄所在ノ縣ニ在テ久ク獨立シテ組合教師ノ教職ニ從事シ、教養及ヒ教育ノ經驗ヲ有シ且學校監督ノ能力ヲ具備スルコトヲ要ス。志願書ハ新教員僱用ニ在テハ所轄事務院、舊教員僱用ニ在テハ寺務監督署ヲ經由シ履歴書及ヒ僧職適任證書ヲ添ヘテ大臣ニ提出スヘシ。

第二十七條一

總テノ在監者ハ法律及ヒ本則規定ニ依リ嚴格、公平及ヒ至誠ヲ以テ之ヲ處遇スヘシ。在監者ノ處遇ニ付テハ本人ノ個性、犯情、年齡、男女ノ別、心身ノ狀態、教育及ヒ職業ノ關係等ヲ最モ公正ニ斟酌スルコトヲ要ス。

在監者ニ對シテハ常ニ眞摯ノ態度ヲ持シ、必要アルトキハ嚴威ヲ示シ、努メテ監内規定ノ勵行ヲ期スヘシ。

二 囚人ニ對シ不法ノ行為、例之、罵詈、擅衝、打擲等ヲ爲スヘカラス。

第二百二十八條 成年、四十八歳以上ノ者ニ對シテハ「君」ノ稱呼ヲ用ウヘク、十八歳未満ノ刑事被告人及ヒ民事囚ニモ其身分及ヒ生活關係ニ應ジ前示ノ稱呼ヲ用ウヘシ。

第四百四十三條一 懲役監及ヒ普通監獄ニ於ケル作業ノ經營ヲ齊整スル爲メ左ノ原則ヲ定ム。

(イ) 健康ヲ害シ又ハ監獄ノ秩序及ヒ安寧ニ害アル作業ハ之ヲ施設シ及ヒ許可スルコトヲ得ス。

(ロ) 實行上支障ナキ限りハ各囚人ニ對シ日ノ作業課程ヲ定メ之ヲ授クヘシ。作業課程ハ健康ナル自由勞働者ノ働高ノ平均率ヲ標準トシテ之ヲ定ム。作業ノ修習ヲ要スル囚人ニハ見習期間中其作業課程ヲ輕減ス。心身ノ狀態ニ依リ普通囚ノ勞作ニ堪ヘサル者ニ付テモ亦監獄ノ意見ヲ聽キタル上作業課程ヲ輕減ス。

二 幼年囚ニ付テハ本人ノ教育及ヒ出獄後ノ生計ニ重キヲ置キ作業ヲ選定スヘシ。幼年ノ女囚ハ裁縫、編物、刺繡等ノ業務ニ練

習セシムヘシ。

第六十一條 在監者各自ノ宗派ニ屬スル僧侶慰勞獎勵ヲ受ケンコトヲ請フトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス。

二 各種ノ宗派ニ屬スル四人ヲ收容スル監獄ニ於テハ宗派ノ四人ノ數カ平均十人以上ナルトキハ其宗派ノ爲メ教誨師一置クヘシ。教誨師ヲ置カサル宗派ニ屬スル四人ハ其所屬宗派ノ僧侶ヨリ慰勞獎勵ヲ受ケンコトヲ請願スルコトヲ得。勸誘ノ爲メ出頭シタル僧侶ニハ監獄ノ執務時間中ハ四人トテ面接ヲ拒ムコトヲ得ス。

第八十一條 假出獄ノ申立ハ監獄官會議ニ於テ之ヲ審議シタル末、申立ニ係ル四人ノ人格、在監中ノ行狀、出獄後ノ境遇、ハ正ニ本人カ假出獄ヲ利用シテ再ヒ違法ニシテ誠實ナル生活ニ入ルコトヲ擔保スルモノト確認シタル場合ニ限リ之ニ贊同スハキモノトス。右ノ外出獄後ノ殘刑期ハ尙ホ相當ノ日子ヲ剩シ此間ニ於テ出獄者ノ行狀ヲ真正ニ考試スルノ餘裕アルコトヲ要ス。累犯者ノ假出獄ノ申立ニ付テハ特ニ慎重ノ調査ヲ爲スベシ。

五 監獄長ハ保護機關、信用スヘキ私人及ヒ市町村警察官廳ト協議ヲ遂ケ、釋放者カ適當ノ寄寓所ヲ得且其居所ニ在テ相當ノ收入アル正業ニ就クノ便宜ヲ圖ル義務ヲ負フ。假出獄ノ申立ハ通常裁判所ニ於テ處斷セラレタル受刑者ニ付テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル控訴院ノ檢察長、普國ノ陸軍軍法會議ニ於テ處斷セラレタル受刑者ニ付テハ普國陸軍省、海軍軍法會議ニ於テ處斷セラレタル受刑者ニ付テハ帝國海軍局、帝國ノ殖民軍隊ニ屬スル者ニシテ殖民軍軍法會議又ハ本土ノ軍法會議ニ於テ處斷セラレタル受刑者ニ付テハ帝國首相、帝國裁判所ニ於テ處斷セラレタル受刑者ニ付テハ帝國裁判所檢察長、他州ノ計算ニ於テ普國ノ監獄ニ在ル受刑者ニ付テハ其州ニ之ヲ爲スヘシ。

第八十二條 刑ノ執行中止ノ申立ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得。

(イ) 囚人カ重症ニ罹リ、監獄醫ノ意見ニ依レハ一時監獄外ニ於テ治療ヲ受クルニ非サレハ治癒快復ノ見込ナキトキ、又ハ監獄醫ノ意見ニ依レハ疾病ノ程度頗ル進ミ死期近キニ在ルモ本人ヲシテ出獄セシムルニ於テハ暫時死期ヲ延長スルニ足ルトキ、但市町村長ノ證明書ニ依リ親族カ本人ヲ引受クル準備ヲ爲シ且日本人ノ爲メ必要ナル養育ヲ加ヘ得ルコト明白ナル場合ニ限ル(第百五十三條一項參照)。

(ハ) 囚人カ分擔期ニ近キタルトキ(第百五十六條參照)。

(ニ) 緊急ナル家事上、經濟上若クハ公務上ノ關係ニ依リ囚人ヲシテ一時出獄セシムルノ已ムコトヲ得サルトキ。

二 家事上、經濟上、及ヒ公務上ノ關係ニ依リ緊急ノ事情ハ市町村長ノ證明書ニ依リ之ヲ查明スヘシ。

三 申立ハ監獄官會議ニ於テ慎重且公平ニ之ヲ審査シ苟クモ偏頗ノ外觀ナキコトヲ要ス。疾病ニ關スル事由ニ基ク申立ニ付テハ特ニ裁判上審理ノ便宜ヲ考慮シ本人ヲシテ寧ろ公立病院ニ入ラシムルヲ可トセサルヲ否ヲ討究スヘシ。

第八十八條 監獄長ハ囚人ヲシテ清潔ニシテ破損セサル衣服ヲ着用シテ出獄セシムル様注意スヘシ。

二 用度係ハ釋放前豫メ囚人ノ自衣ヲ整理シ置クヘシ。

三 囚人ノ自衣カ粗惡ニシテ出獄後就職ノ妨トナル虞アルトキハ適當ナル被服ヲ死亡囚ノ遺留品ノ中ヨリ、下着類ハ監獄ノ廢棄物件ノ中ヨリ之ヲ下附スヘシ。遺留品又ハ廢棄物件中ニ相當ノモノナキトキハ他ノ方法ニ依リ衣類ヲ調達セシメ、其費用ハ囚人ノ作業賞與金ヨリ全部又ハ一部ヲ支出セシムヘシ。但作業賞與金給與額カ十五「マルク」以上ノ場合ニ限ル。不足額ハ監獄費豫算第九十六款第八項第一號ノ費目ヨリ之ヲ支辨スヘシ。

四 作業賞與金ノ給與額カ十五「マルク」以上ナルトキハ監獄長ハ囚人ノ意思ニ反スルモ被服ニ關スル必要ノ補修及ヒ新調ノ爲メ作業賞與金ヲ使用セシムル權利ヲ有ス。

そこで我々の心から改めねばならぬ。先以て「前科者不可入」の札を撤廢して、心を入換へねばならぬのであります。彼等はいつまでも國法の賊ではない、人道の賊ではない、社會の公敵ではない。悔ひ改めて居る、罪惡に對する應報は長き獄中の苦痛で償ふて居る。過去半生の罪は悉く洗ひ去り、今や新しき生命に生きたとして居るのであります。自由を與へず、生活を與へず、無慈悲、不人情で以て、虐遇せねばならぬ理由は毛頭ないのであります。性は善なり、彼等は眞人間にならるのである。良民となり得るのであります。再犯は防遏せざるべからず。而して之を激成するものは果して誰でありますか。初犯者は多くは境遇が作るものであるけれども、再犯の大部分は實に社會が作つて居るのであります。而して法律も亦之を責むるに甚だ酷である。刑法第五十七條には「再犯ノ刑ハ其罪ニ付キ

定メタル懲役ノ長期ノ二倍以下トス」と規定してある。而も彼等の多數は、國家社會の冷遇のために、心にもなき罪を犯して責任を負はせらるゝのであります。司獄官諸君は果して現時の此狀態に満足なましますか。之をも承りたいのであります。第一の狭い監獄も、第二の廣い監獄も、歸する所は一つである。同病者同監者といふ觀念になれないでしょうか。特に老者、幼者、婦人、學生に對してであります。入獄中は勿論のこと、出獄後と雖も慈悲の心、愛憐の情を以て之に接し、彼等の罪は我等の罪なりと云ふ考を以て「哀矜勿喜」の聖訓を體し、獄に在ては彼等を教化して道德上改善の實を擧げしめ、獄を出で、は彼等に正業を授け、自營の精神を養成し、良民生活の計を立てしむると云ふ丁簡にはなれないでしょうか。私は嘗て拙著に於て父母が子女を懲戒する筈は慈悲の筈なり、涙の懲戒なり、正義の奥に潜める仁愛の精神の發現なりと書いたことがありますが、之は獨り司法官の心得を説いたのではありませぬ。司獄官の心得も斯くあらねばならぬと存じます。一般國民の心得も斯くあらねばならぬと存じます。谷田氏の慈母的感情、繼母的感情の論と能く似て居ります。

參照

父が子を懲戒するの筈は、不知不識の間に正義の觀念を教ふ。是れ慈悲の筈なり。涙の懲戒なり。正義の奥に潜める仁愛の精神の發現なり。斯の如くにして、始めて筈に權威あり、懲戒に功徳あり、正義に生命あるなり。怒る者は愛を忘れ、恨む者は仁を忘る。然れども父が子の非行を惡みて憤るは其子を愛する所以なるを知らば、凡そ人の忿怒も怨恨も、憎惡も、其奥に深く秘せられたる仁愛の泉より流れ出づるものなることを覺るに難からず。世の刑罰を司る者、須く子に對する父の涙あるを要す。秋官の慈悲は即ち是利法の生命なり。刑罰をして權威あらしめよ。功徳あらしめよ。而して是あらしめんか爲には、須らく正義と仁愛とを體現せよ。(拙著人生と犯罪二八頁)

世の中に懲子ほど情い者はないと云ふ繼母の眼を以て見れば、社會の懲子たる免囚ほどの様に成つて打違つて置くべきものであらう、又どの様に苛めても詞んでも可いであらう、併しなから、片輪の子はと不憫が増すと云ふ慈母の眼を以て見たらば、救の手は先づ免囚に向て伸ばされねばならぬのではあるまいか、何となれば免囚は片輪者の中の片輪者、弱者の中の弱者であるからである、尤も物質的に觀察すれば免囚、疵持つ人間の中で最も深手を負つて居る者、憐れる人間の中で最も重病に罹りつゝある者と謂はねばならぬ。

免囚保護に對する世上の抗議は慈悲仁愛の意義を解せざる復讐の觀念に因るに非ざれば同情慈悲の心を缺如せる繼母的感情に基くものであつて正義公道の本旨に反し、宗教道德の願意に副はざるものと考へるのであります。(谷田氏著免囚保護論八頁)

私は諸君が慈悲の心、愛憐の情、以て事に當られんことを望の餘、幾たびも此言を繰返すのであります。而して免囚保護は直に再犯防遏となるのであります、國家の大精神であります。國法の大精神であります。鈴木君より述べられたることは、徹頭徹尾私の賛成する所でありますが、只今の處、如何にも其設備の数が足りませぬ、どうか、能ふ限り之を増加し、而して今少し精神的救済の道を徹底的に立てて戴きたいのであります。そこで一つ御相談があります。

五

人は道德的に善を責むる。我は道德的に過を改むる。良心の支配は、法律力、裁判力は第二である。どうしても道德力が第一であらねばなりません。免囚保護事業の如き特に然りであります。道德力と云ふことは人格力と云ふことで、保護者其人を得ねばならぬと云ふことであります。ところが是が却々むづかしいのであります。況や夥しき免囚でありますから十分には行届かないのであります。そこで私は曾て不良少年の強制教育に就て意見を公表したことがありますが、免囚保護に就ても、道念を

以て立つところの寺院に其責任を負ひしめたるならば如何であらうかと云ふのであります。是が御相談であります。勿論寺院自ら進んで其責任を負ふことになれば、更に結構であります。

家庭保護、是れにましたことはありませぬが、家庭なき免四であります。之を如何にすべきやと云ふのであります。寺院をして家庭的に彼を保護せしめたい。之が私の意見であります。前に述べたる老者幼者には家庭がない。之を寺院に托したのであります。抑も佛教救世の目的は法律三昧の至境にあるのであります。佛教は世界を化して法輪常轉の樂土となし、十方國土遍く正法律の光被するところとなり、一切萬靈悉く其所を得るを以て標目となさねばならぬのであります。佛教によりて開拓せられたる理想の法界には心地を擾亂すべき非法なく、道跡を破滅すべき非律なし。人天相和し、理實相應し、治世の言説、資生の産業、悉く正法に隨順し、行住坐臥、思惟籌量する所、皆是佛法であります。人一たび此域に進まば、所謂「法律三昧」の至境に達したるものであつて、佛教救世の目的も亦此外に出でぬのでありませう。乃ち此樂土靈境に彼を收容して心地を開拓せしめたいのであります。佛説法律三昧經は世の僞善曲説を排し、法律を以て其思想を調和し、深入至學の域に進み、常に法律三昧に止住すべきことを示したるものであります。之を以て彼等の爲めに第二監獄の獄則としたのであります。

參照

社會の現状を察すれば、時代の墮落人生の墮落、意思意識生活の墮落相伴ひて所謂「五濁惡世」と化し去らんとす。正法律の理想

國、何れの時にか實現し得へき。清白の法門若し雪山に化すべくんば、熱國の世界之を指して火宅といふも猶其足らざるを覺ふ。茲に慈智圓滿の法性、齒に動き、光壽無量の法身、明に現し、菩薩大士と化し、妙法を演説して衆生を誘發す、菩薩は彼岸如去の覺位に登らず。此土常縛の迷網に捉はれず。常に世を救ひ無畏を施すを以てその理想とす。無邊の佛智は悉く之を究め、無盡の法門は悉く之を學び、無盡の煩悶は悉く之を斷し、無邊の衆生は悉く之を度す。是れ則ち菩薩の「四弘誓願」にして、その本願とする所なり。其法を説く「四無礙の辯」を以てし、法、義、詞、樂説に於て、横説自在なり。其律を行ふや、「四正勤の斷」を以てし、既生の惡を永く斷たしめ、既生の善は忘れさらしめ、未生の惡は生ぜさらしめ、未生の善は生ずるを得せしむ。其施すや「三輪空施」(施者空、受者空、施物空)を以て其標準とし、其動くや、「六度滿行」(慈善、戒行、忍耐、勇猛、定慮、智慧)を以て、其本位とす。一切の法律、所有の戒行は、群衆を開導して、以て自利自他、圓滿の菩薩位に進ましむるを以て、目的とす。(拙著 人生と犯罪 二一九頁)

如斯にして道心を養ひ、正業を奨め、懺悔即ち安樂の觀念を注入し、汝の良心に歸らしめ、汝の墮落を救ひたいのであります。而して是そ佛門の責任ではあるまいかと信じます。千人萬人の善男善女より、一人二人の惡男惡女が大切であります。善男善女は健康の人であります。惡男惡女は疾病の人であります。而して堂塔伽藍は精神上道德上の病院とも云ふべきところであります。千百人中一人でも二人でも救はるれば、佛法救世の本願に適ふのであります。不治の病人を全癒せしめたる。醫師の愉快は此處に在るのであります。基督教の人々は口に論するばかりでなく、往々事實に行つて居るものであります。全國の寺院に、一人二人を割當てましても相應に多くの數を收容せられます。一人二人の收容は決して難を求むるものではありません。そうして彼を家族とするのであります。病人とする

のであります。慈悲の心、愛憐の情之を保育し、救護するのであります。免囚保護は刑法最後の目的であつて、國家最大の希望であります。偕て之を行ふの方法でありますが、寺院自ら進んで遣るのを待つか、法律を以て之を強制するか。自由主義か、強制主義か、是は自ら別問題として此處には、單に諸君に此一案を提供するに止めて置きます。さういふ老人が居るか、さういふ少年が居るか、引受けて保育しよう、さういふ婦人があるか、さういふ學生があるか、引受て家庭の主婦にして見やう、國家有用の材にして見やう。佛門の先覺、道念一ひ此に動かば、一舉手一投足にして此至大至善の功德は光被せらるるのであります。而して多年の苦心は思ふ通になつた。全部はならなかつたけれど、十中の七八は成績を得たとして、私は是程國家の爲めに歎ばしきことはあるまいと思ひます。慈悲の心、愛憐の情は人生の美德である。正義の奥に潜める仁愛の精神は刑法の根本義である。人生の第一義より見れば、我も人も皆病人である、罪人である。憎んではなりません。擯斥してはなりません。問題敷則、謹て諸君の教を受けたいのであります。終りに臨み一言します。國家存立の基礎は國民であります、國民の精神力であります、道德力であります、國家は國民を大切にせねばなりません。戦後の國防、外交、財政經濟共に俱に攻究を怠つてはなりません。乍併、國民の教育、國民性の攻究、是は何物よりも急務であります。而して今日諸君の前に提供する問題は皆之に觸るるところのものであります。甚だ不秩序でありますが、突然の御命令辭するに道なく、不用意千萬の卑見を申述べました。眞に慚愧の至に堪へませぬ。

資

料

作業能率増進に關する督勵方法及其實況

盛岡監獄

作業能率増進の問題は夙に時勢の要求する所にして豫て種々苦心する所ありしが偶々過般典獄同の際本件に就き樓々御訓示を承くるに於て一層其感を深くせし而已ならず當時他監獄の優良なる成績報告を聞知し未だ指導督勵の不充なるものあるを自覺し歸廳早々先づ上下職員協心戮力以て指導督勵の實を擧げんことを期し各職員の奮勵努力を促し渠等に對し自ら範を示すの覺悟あるべきを訓授し一面在監者に對しても教誨其他の場合に於て目下時局の情勢を周知せしめ國費多端の折柄國民として非常なる覺悟を要すへき所以を懇諭し此際在監者の本分としては指定せられたる作業に精勵し出來得る限り國費の輕減を計るべからざることを諭告し所謂自給自足の觀念を徹底せしめんことを期せり尙時々東北監獄の作業成績を比較して仔細に之を開示し以て發奮努力を促し又苟くも作業怠慢の傾向あるか若くは假初めにも誠實を缺くが如き舉動あるものに對しては毫も假借なく或は戒告を與へ或は懲罰を科する等徹頭徹尾所期の目的を達せずんば止まざる底の最も強硬なる態度を持し一面左記督

勵方法を設け飽迄も自發的に勤勉力行の良習に馴致せしめんことに全力を傾注しつゝあり乍併當監獄收容者の約三分の一は少年受刑者にして該少年囚に對しては彼等授職上の關係上勢作業實收に付ては幾分の犠牲を拂はざるべからざるは亦止むを得ざる儀にして從て全般の成績を通じ未だ他監獄に比し遜色あるを免れず左れど如上の方法實施以來一ヶ月餘を経過するも絶て督責上に付苦情を唱ふる者なく前後の成績を比較するときは左表の如くにして漸次向上の域に進みつゝあるは聊か意を強うするに足るべく將來部下職員と共に一層奮勵以て御趣旨に副はんことを期す左に作業成績比較並目下實行中の督勵方法を附記し參考に供せんとす。

▲作業成績比較表 (七月二十七日現在調) (但×印は六月一日現在調)

科 程 業 者	人 員	就業人員に對する一日分比例		技 能 區 別	人 員	就業人員に對する百分比例	
		強	弱			強	弱
仕上高區別	九	五	二	甲	七	二	九
科程外三割以上	八	五	〇	乙	三	四	三
同一割以上三割未満	七	一	〇	丙	一	〇	〇
科 程 了 者	六	六	一	合 計	九	六	二
同 五 分 以 上	七	五	六		三	二	六

同 五 分 以 下
合 計
×
三
八
〇
五
×
三
四
五
×
七
五
強
×
一
四
七
強

▲作業督勵方法

○典獄訓示第五號 大正七年六月五日

一、科程就業受刑者にして相當期間經過後事由なくして科程を終了せざる者及時間科程就業者に於て作業怠慢の嫌あるものに對しては凡そ左記標準に依り猶豫日數を與へて戒告督勵し該日限後尙終了せざるものあるときは懲罰を申請すべし。

猶豫日數標準

作 業 種 別	猶 豫 日 數	作 業 種 別	猶 豫 日 數
指 木 桶	三 十 日 以 内	洋 機 織	三 十 日 以 内
下 鍛	同	裁 縫	四 日 以 内
藤 提	同	大 小	同
金 提	同	刷 具	同
漆 金	同	馬 具	十 日 以 内
荷 漆	同	渡 網	同
枕 網	同		

停止又は廢止することあるべし。

(イ) 懲罰を受けたる者(叱責を除く)。

(ロ) 製品粗惡なる者。

(ハ) 一週平均科程八分未満に低下したる者若くは時間科程就業者の甲若くは乙判定の者にして之に準ずる事實ある者

六、前項に依り特遇を停止し又は廢止したる者は其翌月を経過するにあらざれば新に特遇を與へざるものとす。

七、工場擔當看守は毎月三日迄に前月分の作業成績に就き本例第三項該當者を調査し戒護主任を経て作業主任に申報すべし。

八、作業主任前項の申報を受けたるときは更に調査し(懲罰を受けたるときは其都度)監獄官會議に提出し特遇附與又は停止若くは廢止の決定を受け戒護主任に回付すべし。但し本例第三項(ロ)號該當の者あるときは其都度申報すべし。

九、作業成績の表章は左の區別に依り標番號札の上部に附着せしむべし。

(イ) 眞鍮製圓形(經六分)作業科程外三割以上のもの及時間科程就業者甲判定の者。

(ロ) 亞鉛製圓形(經六分)作業科程外一割以上三割未満の者及時間科程就業者乙判定の者。

十、作業監督表は左の通色別表示すべし。

赤 科程外三割以上の者。

青 科程外一割以上三割未満の者。

黃 科程了以上科程外一割未満の者。

白 科程未了の者

○典獄訓示第六號 大正七年七月一日

一、成年男工場及少年監に對し其工場の作業成績を比較表彰する爲め左の標準に依り毎月十五日迄に前年中の成績を調査すべし。

二、作業成績の調査標準は工場毎に前月中に於ける科程仕上高を月末就業人員に平均し其歩合の多寡に依りて第一等以下順位を定むべし。但其月中に就業せしものは之を除外す。

三、前項の調査は作業主任之を擔當し戒護主任に合議し監獄官會議に提出し判定を受くべし。

四、作業成績等級は成年男工場は第一等乃至第七等少年監は第一等乃至第三等とす。

五、前項作業成績第一等の判定を得たる工場に對しては左の表旗を次期の成績發表迄工場入口に掲出し之を表彰すべし。但し表旗は男成年獨居監及少年第三級監には之適用せず。

六、作業成績等級は木札(黒塗長貳尺巾壹尺)を以て工場内獨居監擔當席、少年第三級監は之を教場に揭示すべし。

[illegible]

大正七年六月末日現在受刑者刑名表

(△減)

	江	島	松	山	知	池	崎	岡	分	質	木	崎	島	磯	館	桃	月	時	走	計	備考
總綱	一、〇七	七元	六五	六九	七三〇	一、五七	一、四七五	二、七四	六二八	五九	四九七	五八六	七三〇	四九四	八四四	一、四七	一〇〇	九七四	四四	三、二四	
兒	三〇	三〇	六六	一九	四〇	一、五七	七	一九三	九	一	一	三三	四六	三	三〇	三	三	二	一	二、一〇五	
佐	一、〇七	七七八	七三二	七二七	七六四	一、五七	一、四八〇	二、四六六	六二七	二六	四九七	五〇八	七六六	五八	八七四	一、五〇九	一〇二	六八五	四四	五、四、二九	
長	三	二四	四七	六六	六六	一六	一六二	一八六	二四	二六	五九	六〇	四六	五六	三一	一〇七	一	八元	二	三、一六〇	
福	九	二	三	一	一	一	四	二	二	四	一	二	一	六	一	二	一	一	一	二、一八二	
松	六四	二四	五〇	六六	六六	一六	一六五	一八九	二六	三〇	五〇	六〇	五	六三	三三	二九	元	元	二	三、九、三	
高	四	三	二	一	一	一	三三	二〇	七	三	七	九	四	四	一	一〇	一	一	一	四七九	
德	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五〇三	
島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四	
江	一、二八	七五七	七五七	七六九	七六三	一、五七	一、四八〇	二、四八三	六五九	五七八	五六三	六三八	七六八	五五	八七八	一、五〇九	一〇一	一〇一	一〇一	二、三〇	

積領	二、七〇四	四六	二、七五〇	二、七〇八	二、四一〇	四二	三、四〇〇
贓物ニ關ス	九五四	四三	九九七	九九九	七三四	四八	二六三
毀棄及ヒ隱匿	四〇	一	四〇	四三	三五	三	五
通貨偽造	一八〇	三	一八三	一八五	二二〇	二	三七
文書、有價證券偽造	一、二九九	二三	一、三二二	一、二八五	一九七	三七	二二五
印章偽造	三三	一	三三	三五	三五	二	二
偽證及ヒ誣告	九六	二	九八	一〇一	二〇	三	二二
瀆職	七七	一	七七	五七	七六	二〇	一
溫養姦淫及ヒ重婚	四三六	一四	四五〇	四一六	三四九	三四	一〇一
傷害	一、七一七	二七	一、七四四	一、七二七	一、五七二	一七	一七二
殺人	二、二五四	一八一	二、四三五	二、四四六	二、三四五	一一	九〇
嬰兒殺	三三	一五〇	一八三	一七七	一六一	六	二二
逮捕及ヒ監禁	一六	一	一六	一五	一四	一	二
墮胎	四一	一〇〇	一四一	一四〇	一〇〇	一	四一
公務執行妨害	六三	一	六三	六五	五二	二	一一
逃走、犯人藏匿及證憑湮滅	五一	一	五一	四四	三七	七	一四
竊取	五〇	一	五〇	三三	一八	一七	三三
放火	一、二三八	二六六	一、四〇四	一、四一〇	一、三八〇	六	二四
住居ヲ侵ス	二〇七	二	二〇九	二二四	一八〇	五	二九
略取及ヒ誘拐	八五	一四	九九	一〇三	九〇	四	九
其他	二四五	二一	二六六	二五九	二四四	七	二二
計	五、一五〇七	二、〇七〇	五三、五七七	五三、三六三	四九、一九七	二二四	四、三八〇

[illegible]

諸規則

陸海軍刑法	森林法	徵兵令	郵便電信法	其	警察廳令	警察廳令及 府縣令及 警察令	總計
二二	一六七	二七	三七	二八九	五二	一三	六〇七
二	一	一	一	一	三一	一	二、一〇五
二二	一六九	二七	三七	二九〇	八三	一四	五四、二一九
二七	一六二	二四	三五	三〇六	一一九	一八	五四、〇五四
四七	一四八	二三	二九	二五一	一六五	二七	四九、八八七
五	七	三	二	一六	三六	四	一六五
二五	二一	四	八	三九	八二	一三	四、三三二



譚叢

思潮

時習會は例に依り七月十日監獄協會樓上に於て開かれた。會するものも例によりて日夕獄務に親む同勞の當事者のみである。そしていつもながら談は四方山に涉り、或は笑ふて腹をかへるあり或は慨して腕をまくるあり、談論風を發し感興湧いて盡ざるの實況は、事は小に似たれど直接間接に斯道の爲めに益する所決して尠からずとせないであらう、之れ記者が毎度鈍筆を呵して其模様的一端を地方同勞者に報じ、而して殊に有益なる谷田局長の説話に至つては、其梗概のみにても努めて之を報せんと欲する所以である、(櫻岳)

△死刑廢止

議論としては盛んに主張した學者もあり、又た現に此議論を實行して居る國もあることだが、之に就て英佛の實況は如何との質問に答へて、局長語らるゝ所は左の如くである。

佛國は死刑は法律上廢してゐない、矢張彼の兇惡なる強盜の類に對しては、法律上之を科することになつて居るが大統領は滅多に認可を與へぬ、故に事實に於ては殆んど廢止と同様と見なければならぬ、而して若し之を實行する場合は即ち公行するのである、今日の世の中に不似合のやうではあるけれども、本來の死刑の旨趣からいへば、之は又た徹底的の遣方と云はねばなるまい、何となれば死刑は即ち徹頭徹尾威嚇主義を以て終始すべき性質のものだからである、然る所此の如く廢止同様の佛國も、近頃大反逆家なる獨探某に對しては遂に死刑を執行したのである、之も時節柄の必要に出たことは云ふ迄もない、さうして死刑の執行法が依然とし

て昔の如く、首をチョン切るので、而かも其道具が古代の機械で刃上に横へられた首筋を落切にすると云ふに至つては驚くべきでないか、この機械は必要に応じて各地に持廻ること事）英國は死刑の名所の如く、今から一百年程前に於ては、實に盛んに行はれたものであつて、恐らく英國はご多かりし國は他にないといつても宜からう、處が略ぼ佛國と同様今は容易に實行されない實況である。

△戦争と犯罪 此度の大戰に際し遽かに犯罪人の減せしことは、各交戰國殆んど同一の現象であらう、其理由に至つては略ぼ何人にも、想察は出来るけれども、尙ほ明確に之を知悉せん事は、吾人平素の希望である、局長の語らるゝ所に依れば。

先づ英國の實況を見れば、之を戰前に比し戰後の今日は正さに四人は五分の一に減じて居る、即ち今から二十三年前には英國人口十萬に對し、受刑者五百八十六人の割であつたのが、追

々減少して大戰突發の前年には其割合三百六十九人となり、更に戰時に入りては二百八十一人となり、又た其翌年には百五十九人となり、遂に其次年には百十八人迄に低減して仕舞つた。

佛國に於ても之と大差はないものと見へる、彼の有名なるルウ氏が曰つてゐる即ち今は借金を返して仕舞つたと、云ふまでもなく之は國家が犯罪に依り損害を蒙り、且つ其犯罪人を養ふ爲に多くの失費を要するは、元と自ら招ける所の失費を負ふものに外ならざれば、今此出費を要せざるに至りては、正に之れ負債を皆済したやうなものだからであらう、米國も亦た矢張大なる減少を見るに至つたことは、之と同様で更に詮議するまでもない。

但た此に例外とするは少年犯罪者であつて、此一事は成年者のそれに比して大反對の現象である、之には又た夫れ相當の理由のあることだけれど、今日は之を述ぶる場合でない、兎に

も角にも戦争の影響としては何れも囚人の減少を見ざるはないのである。彼の一千八百四十八年の佛國革命戦争の時も、亞米利加の南北戦争の時も、近くは日露戦役の時も、皆なさうであつて其爲には學者が専門的に色々取調を爲して居る英國の監獄巡察官の議會に對する報告書なるものを見ると、囚人減少の理由を述べて第一數百萬の壯丁が戰場に送られ其中には常習犯罪者の如き者が多いからである、第二戰時には色々の取締規則が勵行せられ、殊に酒の如きは嚴重なる制限が設けられた爲めに之が犯罪を少くする直接間接の原因となつて居る、即ち犯罪の百分の六十は皆な酒に關係するもの也との學說にも合して居る、第三戰時勞働者の需要が多くなつた爲めである、即ち其が爲めに罰金をば能く拂ひ得る者もできて來た、(局長曰く彼國では罰金不納者を收監することが多い、恰も我國の勞役者と同様に計算に合はぬ話だが、併し英國に

ては殊に之が甚しいのである、然るに右の如く勞役者となる者が容易く金を儲けて能く上納するやうになり、殊に從來之には論があつて、遂に此戰時に於て改正になり、今は日本の如く司法事務取扱規則なるものを造りて分納を許すなど努めて上納に便ならしめた爲めに、在監者が尠らず減つたことは事實である、従前は一日平均一萬二千人は罰金不納の爲めに在監すと云ふ位であつた。

以上の三點を擧げて巡察官は説明して居る、して是等の現象は既に歴史の示す處ではあるけれども、今回のそれは殊に甚しいのである。

△戦後の犯罪 戦争中の影響は前題の通りであるが、扱て平和克復の曉にはどうなることであらうか、之れ又た過去の歴史に鑑みれば、如何なる現象を呈するか、敢て推測に難からざる所である、今局長は尤も明瞭に、左の説明を與へらる。普佛戦争并に南北戦争の如きは、之を證する

に於て、尤も顯著なるものと云ふべきだらうが、其の他の史上に徴するも戦後に犯罪人の大増加を見るの例は決して珍しくない、要するに一大反動として戦後に犯罪人の大増加を來すは、何れも同一轍、是は到底避け能はざる必然の狀態と云はなければならぬ、曾て米國邊では兵隊戻りが、多く犯罪するので、困つたことがある、一體はブリュウーと云ふて兵隊戻りの青服を着したるを名譽としたものであつたが之がドシ／＼入監するので困つて仕舞ひ、遂に或時は恩赦を以て軍人犯罪人を放免した例すらある、何故に軍人上りに犯罪が多いであらうか、こは云ふ迄もなく戦争は人氣を荒くし、野蠻に化せしめねば出來ない仕事であるから、其爲めに其癖が急に直らぬのみならず、鋤鋤を執るを嫌ふ風が生じて、其結果は遂に犯罪の止むなきに至る場合が尠くない、然かのみならず普通人迄も其影響を受けて犯罪の傾向が多くなつて來

る、例へば戦勝償金のために自然奢侈淫逸の風を生ずるが如き、又た道徳心も微弱になりて、殘忍酷薄に流れ何等良心の苛責も感ぜざるが如き、何れも罪を犯すに何とも思はぬことになる譯であつて、要するに精神的にも物質的にも戦争は犯罪を多からしむるに、多くの原因を造くものであることは明かである、さすれば今回の大戦後の事推して知るべしであつて、之を思ひ彼を想へば轉た寒心に堪へぬとは、當さに今日の場合を云はなければならぬ、誰か謂ふ犯罪防遏が戦後經營中の急務ならずと、若し今にして早く此に備ふる所あらずんば、國運の上に眞に噬臍の悔を遺すは鏡にかけて見るやうである、何と累卵の思ひなきを得ぬではないか。

△犯罪の種類 今後如何なる種類の犯罪が殖へるかの問題は、尤も興味あるものであり従て大に考慮を要すべきものであらねばならぬ、局長の説かるゝ所によれば。

佛國のデジョン大學のルウ教授は今後の犯罪防遏に就て論ずるのに、曰く有史以來の大戦の事とて戦後に失業者の多きことは極つて居る、之に由て先づ生すべき犯罪は、即ち公園のベンチにゴロ寝する者、田舎住ひを嫌ふて都會に浮浪する者、果ては所謂成金を羨んで遂に憎惡の念を起す者等より始まるから、今にして早く之に對する準備を爲すが先づ當面の急務だと、又た米國の某大學教授も同様の意見を以て世人に警告を與へて居る。

何人が考へても右に論ずるやうに戦後に起る犯罪の種類は、何れも同様のものであらうと思はれるゝが其はほんの犯罪の絲目であつて、夫れより色々の恐るべきものに變化して行く犯罪其ものこそ眞に憂ふべきである、前にも述ぶる如く殺伐殘忍の風は戦争の特産物であれば、凡そ其れで以て今後に殖へる犯罪の種類も推し測かるゝ譯であらう。

△戦後の經營 之には幾多の問題があり、而して何れも皆緊急のものたらざるはないのであるけれども、極めて思慮周密に其前後緩急を考察して如何なるものが最先のものであるか之を見定める必要があらう、而して左の局長説明は是非共參考すべきものであらう。

流石は英佛人である彼等は未だ戰闘酣に、腥風天地に滿つる時に、早既に戦後の善後經營に手ぬかりなくやつて居る、而して彼等は先づ以て失業者の救済策を立つるを最先の急務と爲して居る、即ち英國の如きは其救済協會をも組織し、且つ局までも設置して着々と其準備を整へて居る位である、殊に感すべきは兵卒を除隊するに就ても、一時に之を行ふことをせず順序を立て徐々に之を行ひ、彼等をして途方に暮れさせないやうに今から注意して居る、用意周到眞に敬服の外はない。

我邦經世家の言ふ所又た爲す所を見るに、多

くは唯た利を興すにありて更に此社會治安の根本的問題に觸れないことは如何にも残念に堪へない所である、この犯罪防遏即ち失業者救済の如き、免因保護事業の如き、又は不良少年感化事業の如き、若くは其他諸般の社會事業の如き、是等は唯だ害を除く所の消極的事業に過ぎないやうだが、然し一面より見れば又た之れ福祉を増す所の積極的事業とも云ひ得ると思ふ、而して我日本の如きも戦後の大反動として今に大影響が来るに違いない、縦し歐米の如く兵隊戻りの失業者はないにした所が、經濟界の波動は必ず驚くべきものありて、其處に大恐慌の起る時の来るのは、今より決して想見に難からざる所である、今日の實況は重に軍需品が多いのと、諸外國から競争品が来らず、謂ゆる東洋貿易は鬼の來ぬ間の洗濯のやうに殆んど獨舞臺の姿であるのと、此二大條件が好景氣を保つのであるが、一たび戦ひ歇んで投資でもやる國がありとせん

か、得意は直ちに奪ひ去られて爰に經濟界の大逆轉は必然に來る、其時に惨めな破目に陥り落伍者となりて世を敢かなみ、若くは成金者流の贅澤に怨恨を懷き、斯くて諸種の犯罪を構成するに至る者、決して尠くはないであらう、殊に風教上の壞敗より來る罪惡は著く増加するに極つて居る、現今でも我國の一日平均在監人員は多いが併し新入監者は尠い、と云つて矢張檢舉件數は百分の二十五に殖へて居る。又た一般には懲役囚は多くないが、大都會は何れも殖へて居る、して見ると景氣の善いことが必ずしも犯罪を生ぜざる原因とならずして、却て之を多からしむることを證するであるまいか。

我國社會萬般の變動は時々刻々に迫り來りつゝあるのであるが、殊に刑事界に於ては其怖るべきものあることを決して忘れてはならぬ、而して局に當る者は勿論、苟も經世の志ある者は須らく十二分の警戒と準備を以て今より之に向

つて奮勵努力する所なければならぬ。(文責左記者)

雜

纂

〇片々錄

霜 輪

□期立秋 に入るも九十餘度の熱連日襲ひ來る、長言冗語を並べ立てんには殘暑安を妨ぐるの虞あり、よろしく正午を以て退廳すべき短篇片語を録し、聊暑氣の調節を圖らざるべからず、これ隨筆に公益の罩り漫録に諷刺の伏在する所以ならんか。

□勝氣 と負けとは似て非なるものなり、勝を好みて負くるを嫌ふは人情の常なりと雖も、勝氣の強きものは總ての點に於て正々堂々たり、則ち勝つても面白く負けても面白く、我妙手を出

せば我ながら痛快なりとし、敵妙手を出せば敵ながら痛快なりとして益々研磨し力作し以て最善を策せんと期す、負けの強きものは然らず、細心の注意を拂ふなく、深思の餘に出でずして闘ひ、負くればこれを耻となして引込思案に及び只徒に氣魄の昂進して勝たんことを希ひ、負くれば益々あせりて遂に怒を他に移すこと多く、快戦一番狂瀾を既倒に制するの意氣なし、勝氣は男性にして負けは女性なり、獨り日常の遊戲娛樂に就てこれを云爲するにあらず、人事百般に於て悉く然りとす、男子須らく負けを去て勝氣を養ひ如何なる苦境に陥るも前途の光明を認め胸中に餘裕を蓄へ以て善戦せざるべからず。

□水屋 の親爺尋常一年生なる我娘が營業用の水を飲まざるを見て、受持先生が衛生に重きを置き薰陶教化の兒童に治ねきを喜び人毎に之れを語り以て先生の徳を表彰す、然るに毎年書入れの御得意たる近所の腕白連、當夏には一向參

らず、後に受持先生の衛生論此腕白連にまで及びたるを知り氷屋啖呵を切て曰く「餘所の兒にまで世話を焼くのか、商賣の邪魔だ面白くもない」此矛盾は獨り此氷屋の親爺に止まらざるべく、近く前記の受持先生某所の夏期講習會に臨み講壇に立ち懸河の辯を衛生論に振ひ水を飲むことコップに十數杯、難者に答へて曰く、演壇の水だけは格別なり。

□炎暑を山に避くるは金剛山に於ける楠氏の兵法にして、これを海に避くるは孫子の所謂背水の陣なりと避暑の客は云へり「之を亡地に投じて然る後に存す、之を死地に陥れて然る後に生く」これ孫子の説ける背水の陣にして、韓信能く之を行ひ水を背にして陣し一步も退かず、死を決して戦ひ遂に奇勝を博するを得たり、戦時に於て然るのみならず、平和の戦争に於て各人が武裝を爲して競争場裡に立てるとき、等しく此心懸なかるべからず、背水の陣を布く者は

成功し否らざるものは失敗す、堪へ難きを堪へ忍び難きを忍び勇往邁進す、以て獨立の氣象を見るべく、以て堅忍不拔の質を養ふべし、秩序ある生活を維持して激變ある社會に處せんとするもの異常の決心を要す、背水の意義豈避暑客の海水浴の如く淺薄なるものならんや。

○一水和尙氏に一寸一言

無 水 生

協會雜誌七月號に於ける一水和尙氏の會同雜感に面白く拜見仕候其中に於ける少年監獄狀況報告の一項中。

「其報告する所に依れば採點主義にせよ階級主義にせよ其成績を良好なりとして其主義を謳歌するに止まり吾人の期待したる各主義の長所短所並に兩主義の比較研究に至りては小生の不敏遂

に何等感得するを得ざりしは甚だ残念に存じ候今回は報告の材料も勿論不備なりしことに有之他日何等かの機會に研究の結果を發表せられんことを希望す云々」。

に付ては一應御尤もの様に被存候得共之れは一水氏に御一考を願ひ度と存候少年監獄の典獄が唯徒らに手前味噌を並べて自己の監獄のものを良好として之を謳歌せると云ふ様のものには無之と存候御承知の通り彼の報告の席は一の討論場にもあらず又一の理想を並ぶる場所にもあらず事實を報告するの席にて有之候少年處遇の主義として階級制の必要なることは最早議論の時代にあらざることには局長閣下が前提として御述べになりたる中に明かにされてある通りであつて其階級制を行ふに付て今日行はれ居る英國式の採點主義が我邦の實地に適するか又は獨逸式の不良行爲根據主義が實地に適するかが問題であるが目下の我邦の少年監は所謂試験時代であつて本省の承認を得て或は英國

式或は獨逸式を根據として各其信する所に依つて之を行ひ其成績を視つゝあるとなるが之を實行して居る典獄は各其實施の狀況及び其成績を報告して本省の參考に供するのであつて本省が典獄の勝手の理想や討論的の意見を求められたる譯にもあらざるべく本省に於ては其關係典獄の實施成績を參考せられて各主義の長所短所を比較研究せらるゝものなるべく言はゞ一水氏の所謂各主義の長所短所並に兩主義の比較研究は本省にて爲さるゝ譯にて典獄が勝手次第に自己の理想論や比較論やを持出すべき筋合の席にはあらざるべしと小生等は信じたることに御座候典獄が勝手に比較研究の意見などを述べて居つたならば其れこそ一日や二日では關係典獄の意見を述べ盡くし得られざるべしと存候而して又比較研究云々と云はるゝも自己の監獄にて同時に兩主義を實行して其成績を比較するなどと云ふことは事實に於て出來得べくもあらず或主義を實行して相當年月の成績を見、不成績

なるを知りて他の主義に變更すると云ふことならざれば同一監獄に於て兩主義の比較上の立論は爲し得られざる筈なりと信じ候況んや自己の信じて行ひ居る主義が相當成績を擧げ居る場合に於ては之を數年實行して其成績を明確ならしむるは當然の順序なりと信じ候苟くも拘禁主義上の問題の如きは相當年月を費すにあらざれば其成績の幾分にも知り得らるゝものにあらず又自己の監獄に於て行ひ居らざるものに對して徒らに勝手手の批評に互る様のことは爲すべきものにもあらざるべしと信じ申候要するに本省に於て關係典獄の報告を參考せられて其長短取捨を決せらるべきものにして典獄は其資料として事實を報告すべき筋合のものなりしこと小生等は解し申候尙終りに臨んで一水氏に申上候が少年監關係の監獄に於ては何れも年々詳細なる報告書を作成印刷して居る様に御座候へば各監の分を御研究被下候こと希望の至りに堪へず候。

○綠蔭漫語

一 水 和 尙

一、逃走と満期

囚徒逃走といへば可なり世人の神經を刺激する事實なり此事實に付ては少なからぬ經驗を有し比較的鈍感性心理狀態に在るべき吾人さへ瞬間的興奮を禁じ能はざるものあり吾人の興奮する所以は行刑の神聖を穢され官憲の威信に關する點に直接想到するに在り世人の興奮するは一種の恐怖を直接感ずる點に存し各其立場より感想自ら主客輕重を爲すは素より當然の事なり然るに余の怪しむところは稀に一人若くは數人の逃走事件ある毎に世人は恐懼措く能はず時に官憲を嘲罵する者あるに關らず日々數百の惡性者が改心せずして監獄の門を出て世人に大なる危險を與へつゝあるに對し曾て大なる恐怖の聲を放たざるは如何惡性者が逃走の手段に依る不正の出監と刑期満了に由る正當の出

門とによりて社會の被る不安は毫も異らざるなり安不安は一に其者が改心し居るや否やの點に存す蓋刑を以て復讐的懲戒なりと爲す觀念古來暗々裡に滲透し居りて満期放免を比較的輕視する爲に非るか逃走囚恐るべくは改心せずして出監し平然天下を横行する者を等しく怖れざる可らず其虞れなからんことを欲せば勢ひ不定期刑を思はずんばあらす然るに世論曾て之を聞かざるは如何愚なる哉世人。

二、監察制度

近來監察制度勃興せるを見る我監獄界には古く一種の監察制度あり之を巡閱と稱す而も現行法に於て法律を以て規定せるは他に其類を見ざるところなり然るに實際に就きて之を見るに專任の巡閱官なるものなく司法大臣は臨機部下官吏に命じて之を行はしむ而も監獄事務を掌る官吏少きを以て時に上級檢事等をして巡閱せしむ巡閱の性質上些の不可不便なきも果して徹底的なるを得るか法律

を以て明規するを要する程必要なるものならば專任者を置きて徹底的ならしめば監獄の爲にも大に利便を與ふべきを信するなり世上傳ふるところに依れば近く司法省にも監察官を置くの議ありと聞く其の監獄の巡閱を含むや否やは之を知らざるも此際從來の巡閱を以て満足せられざらんことを希望するものなり。

三、醫務教務の統督

人或は典獄醫師教誨師を以て監獄の三尊となす夫れ或は然らん共に行刑上重要な地位を占むれば也然るに現今の制度に於ては如何典獄は監内の萬機を總裁して醫務教務をも指導處理せざる可らず而して事多くは専門外なり殊に醫術の如きは絶対に容喙權を有せず只其人物技能に信賴するの外なきなり從て醫務教務には特別優良の人物を要するや言を俟たず我監獄界に於ても年々人物改良せられつゝあるは喜ぶべき現象にして各自其監獄に於て職務に忠實に研究に熱心に時々卓説を紙上に發

表して吾人を益すること少なからざるも、總て其範圍を見るに多くは一監獄の事に屬す其監獄の醫師、教誨師としてベストを盡したるものなるも、監獄界全般の上より見るときは實に貧弱なる部局的研究に外ならず、監獄界の權威として外部に語るに足らず、是れ上に之が事務的統一機關なく下之を研究せんとして一定の方針なければなり、全國六萬の囚徒を擁し、心身の保護研究に従事するに數人の博士學士を置くも何の贅かあらん、一二の醫師に囑託して醫務を指導し、宗門に一任して教務終れりとなすは、今日は過すを得んも將來の改良は如何當局統一指導せざるに非ず、事務多端にして或は不十分ならんを虞るゝのみ、監獄には比較的動かざる材料あり、醫務に教務に統計を得る最も便なり、或は局外より之に依りて研究せんとする熱心家あるも、部内に於て權威ある研究の結果を聞かざるは遺憾ならず、や諸賢以て如何と爲す

四、三重生活

重なりとす薄給初任の士の困難察するに餘りあるものあり、余正裝の改正に付ては別に卑見あり、今此を述べざるも四重生活の煩を如何せば輕減し得べきかは現下の問題として一考の價值なしと爲すべし、か諸賢以て如何と爲す

五、戦地の監獄

歐洲戦亂は實に空前の發展をなして其極るところを知らず世界の氣勢より見て大事件なるは勿論直接吾人にとりても諸問題は想像し得らるゝなり、佛白伊露等の國土は或部分獨軍に蹂躪せられ治安平常と大に趣を異にす、於茲乎思ふ戦地の監獄は如何後方地の監獄は如何と常に一種の疑問を有せり、由來革命とか暴動とか云へば第一に襲撃せらるゝは軍隊警察に非ざれば監獄なり、即監獄は最嚴格に官憲を代表するを以て之を撃破するは最も明瞭に官憲に一撃を加へたることを意味するものなり、現に滿洲西北利亞の地には頃者尙此舉を見る、我國宮崎監獄が明治十年西南の役に賊軍の陥るゝところ

世既に定評あり日本人は二重生活の煩に堪へずと物價騰貴して更に其感を深くせざるを得ず、然るに吾人服制の存するものは更に負擔を増して三重生活の厄を忍ぶものなり、三重生活とは何ぞや、曰く和服洋服制服之也、二重生活に於ては肉體と帽子と洋傘とは尙之を共通に使用するを得べし、三重生活に於て共用し得べきは唯一の肉體あるのみ、不經濟此上なかるべし、蓋二重生活の改良唱へらるゝこと久しく而も未だ解決せられず、三重生活に至りては未だ論ずるもの鮮し、雖解法の難きは同一なり、然し解法の難きを以て考慮せざるは勇なきに似たり、殊に吾人司獄官は常裝の外に正裝を要し、而も警察官其他の如く簡單なるものに非ず、從て恰も四重生活とも稱し得べきなり、此間果して何等かの考慮を費して簡易生活を爲すの手段方法なき乎、軍人の如きは均しく四重生活に在るも多くは通常洋服を節して三重生活を爲し、正裝は任初相當の手當あるを以て事實上二重生活に過ぎず、吾人の生活は全然四

となり囚徒解放せられたる事實あり、然し此種の内亂暴動は今日我國に於て素より想像すべからざるも如何なる世の變遷に依りてか異日他國との交戦區域内に立入ることあらんは絶対に想像し得ざることに非ず、監獄は軍隊にあらず、司獄官在監者は戰鬥員に非ず、從て問題は無きが如きも、若し亂暴にも敵ありて監獄に戦を求めば如何にすべきか、我監獄は設備不完全にして而も最少限度の人を以て最大限度の戒護事務に従事し、監内一大事變あるも措置宜しきを失すれば勝を制し難し、況して外部無法の敵は防ぎ難し、監獄急變の場合に監獄法に一應の規定はあるも其は常時法律の行はるゝ場合の準則にして天下異常の場合としては不十分なるを免れず、事急にして一度他との連絡絶ゆる時は忽ち孤立となり、結局監獄は自ら自己を處置せざる可らず、從て常規を以て律し得ざることあり、又平素より豫備的計畫を爲し得ざることあり、此際内外對應策は之を如何にすべきか、蓋し困難なる問題ならんも今や古

今無比の歐洲戰亂のあるあり戦地監獄として後方監獄として如何に經營しつゝあるか研究の材料亦少なからざるべし此曠古の時局に際し吾人常に研究を思ふ此際幸にして今回司法部より歐洲視察の途に上りしもの三名あり不日齎らすところ蓋無盡藏大に刮目し、待つべきなり只茲に憾むべき一事あり其は我監獄界より一人の視察を爲すものなきこと之れなり既に三氏の渡歐せるあり監獄方面に於ても微を穿ち細を極め大に得るところあるべきは疑はずと雖時局は二度と得難き機會なり監獄界よりも炯眼の士を派して監獄獨特の方面に於て仔細に視察せしむるも亦無益に非るべし今回其機を得ざりしは遺憾なるも素より此は望蜀の言のみ吾人は専心鶴首して三氏の話囊に期待すること切なるも只無二の時局なるが故に一言するのみ。

六、感化と活動寫眞

教誨は監獄の一大要素にして感化に最因果關係深きものとせば是亦中央に統一機關ありて行刑の

本旨に従ひ監督研究指導あるべき理なり當局現に其任に當ると雖專務者なきを以て現在果して徹底して恨みなきを得つゝありや現狀に於て教誨は殆ど宗教家に一任の姿なり一年數十百回の教誨に於て原則とするところ多くは我汝等に教誨せん釋迦は曰く阿彌陀は曰く論なり余素と佛の教の深遠玄妙にして而も之を卑近の社會に引用して最適なるに感じ深く其説に歸依するものなりと雖も教誨に當り説者不敏なるときは此玄妙の教も其妙味を發揮するを得ずして平凡に終らん今後刺激益多き社會に生育する人間に對して幾十年一日の如く何等の工夫をも加へず舊の儘之を繰返すのみにては其感化力の將來憂へざる可らず佛の顔も三度御馳走も過ぎては甘からず時には新しき感化手段を挿入して人心を倦かざらしめ教誨をして益効力をあらしむる方法を案するも亦無益の業に非るべし曾て聞く米國は新しき試みを爲すには世界中最勇者なりとシンシン監獄の自治制など近年世に翹し

きを見るも自治素と可もなし不可もなし民俗國情歴史に依りて適否別かる我國には直ちに之を利用し得べしとは今日考ふべからざるも活動寫眞利用法の如きは一考の價值なきやを豫て考慮し居れり即有益なる話題を脚色して劇と爲し之を活動寫眞のフィルムに収め之を教誨に利用すること之也近者活動寫眞の利害を説くものあるも寫眞本來利害無し之を用ゐる方法に於て利害を生ず單に娛樂の具として排斥すべきに非らず適當なる時期に適當なる畫面を彼等に示し以て教誨に引用し感化に利用せば惡しき畫題が見る者を惡化するの力強きが如く善き畫題は彼等を善化するの力亦大なるべし此は蓋し釋迦も想像せざりし妙案なるを信ず之を以て徒らに奇を好むとなす勿れ新しきことは常に奇なるが如く見ゆるものなり而も米國果して之を用ゆとせば敢て奇には非るなり世既に先例あり警察は衛生劇を仕組みて衛生講話に利用し逋信省は之を以て貯蓄保險の勧誘を爲す當局亦監獄巡回

活動寫眞隊を組織して全國を巡回感化するの勇なき。

七、能率増進と安全第一

能率増進と安全第一とは社會の流行語となれり蓋し其必要適切なればなり能率増進は單に督勵するのみにては其目的を達すること難し其能率増進の可能性なるを前提とす我監獄界に於ても更囚共に尙能率の増進すべき餘地あるは之を認む然し現在の勤務と休憩との調節は果して合理的なりや又如何なる程度の勞休を以て合理的なりとなすべきかは尙研究を要する問題なるべし然らざれば能率増進の可能程度分明なる能はず監獄の作業は複雑なるも各囚の仕事は多くは分業にして比較的單純なり單純は仕事に馴れ易く能率増進の大原則とす同時に一面平凡倦怠の弊を伴ふ殊に監獄作業制度の如く甚しきはなし一日長きは十一時間食事と上廁との外は不言不動監理者の適當なる注意に依りて仕事の進級轉換を行ひ幾分倦怠より救ひ得ざる

に非るも徹底的なるは期し難し吏員に於ても亦同じ晝勤夜警休勤の制は全國略一定せるも此は只多年の習慣より打算したるのみにて曾て學理的の說明を聞かず曩日電話交換手の休憩時間は何分を以て最も合理的なりとなすべきかにつき各方面の専門家が生理上心理上より研究したりと聞く實に文明的なりと言ふべし斯くて能率増進も之を督勵し得べく又其の結果も期し得べし若し監獄吏因幾十年不合理に休勤したりとせば其は本人のみの損失には非るべし部下を統率する上に於て平常之を考慮するも何等専門的智識なき吾人の如何ともなし難きを遺憾とす監獄は又安全第一の府ならざる可らず然るに平時に於ても事故頻出して不安全第一なるは如何建物不適當なる爲か吏員盡すところ未だ足らざるか或は制度其物に於て尙安全第一たる能はざる缺點あるか余は自ら論ずるを避け庶幾くは諸賢の教を仰がん

八、標準型

頃者時局の爲め艦船諸機械飛行機飛行船等急造を要し此に應ずるが爲め一面分業を盛ならしむると共に他方標準型を定むるの風あり余由來此標準型に付て考ふるどころあり例へば日本の建物に付て見るも柱は勿論疊戸障子窓硝子に至る迄一として寸法の異ならざるなく彼此相通するもの絶無爲めに利用の途を缺き廢物に歸するもの頗る多し依て特別の建物特別の意匠を要するものは別として普通一般には寸法を一定して用ゐるは如何に便益ならんかと思考せり然るに時局の爲め物資不足を訴へ標準型の流行を見るに至れり我監獄は何事も一定を原則とするを以て比較的標準型に依るもの多からんも尙研究の餘地なきか諸賢の一考を乞はむ

彙報

○監獄醫殉職

豊多摩監獄醫務主任監獄醫多田正廣氏は在監受刑者の腸室扶斯病に感染し七月八日より百方療養を加へたるも藥石効なく同月二十四日遂に溘焉として長逝せり。

氏は千葉醫學專門學校の前身たる第一高等中學校醫學部に入學し明治二十九年十一月之れを卒業し同三十年五月兵庫縣檢疫官となり同年九月本籍地たる香川縣に開業し其間徵兵醫官補助或は同縣警察醫及高等小學校醫の囑託を受け兼て産婆並に看護婦養成所を經營し同三十三年二月千葉縣立病院司療醫となり其間産婆試験委員又看護婦科教授たり日本赤十字社千葉支部看護婦養成所教員同縣師範學校中學校高等女學校醫の囑託を受けたるこ

とあり同三十七年三月初て市谷監獄醫に就任し同醫務所長たり大正二年五月職制の改正に依り同監獄醫務主任たり又同四年五月監獄名の改稱に依り豊多摩監獄醫務主任となり滿十四年餘監獄の醫務の中樞に在り全國監獄醫の首席たり同五年十二月特別年俸千四百圓を給與せられ同六年五月正七位に叙せられ終に當月二十四日多年の勤勞に依り年俸千八百圓に榮進し巨額の賞金を下賜せらる蓋し近來の殊遇なり。

本年五月下旬豊多摩監獄工場就業の受刑者一名に原因不明の發熱あり病監に收容治療中室扶斯疑似の症狀を呈するや直に之を隔離監に移し同監獄の雜居房は一房三十二名を收容せる大監房なるを以て發病監房及工場は勿論其他の受刑者に對しても臨時嚴密なる健康診斷を施行し一面保衛者の有無を調査したる結果六月八日迄に更に六名の疑似者と數名の保衛者及同嫌疑者を發見隔離せり氏は大正三年夏在監者に數十名の同患者を發生し其豫

防撲滅の衝に當り大に焦慮努力したる苦き經驗を有せるを以て即時患者の檢菌及發病の原因研究に着手し速に腸窒扶斯病と診定するに至り同六日には既に同監獄をして豫防救治の特別機關を設置し醫師の檢査事項監房工場の隔離消毒方法を規定せしめ患者發生の場所より順次監房及工場竝に被服臥具食器素製品其他作業器具備品一切の消毒を開始し同時に更に普く病菌の檢査を施行せり疑似患者中一名は檢菌の受應なく一名は刑期の終了に因り出監し保菌者竝に其嫌疑者は發病せず他の五名は遂に腸窒扶斯病と確定したるを以て氏は辛先して細菌の檢査消毒の普及其他各般の豫防事務に執筆し特に自ら患者の診療を擔當し熱心に盡力したり六月八日以來約一箇月半は新患者なく七月二十二日に至り一名の患者を發生し更に大に警戒を要したりと雖も今日尙ほ他に傳播の狀況なきは氏の功多きに居る其撲滅を期したる氏にして却て病菌に犯され起つ能はざるに至りたるは洵に遺憾に

堪へざるなり氏は應對圓滑にして注意周到殊に尙ほ春秋に富み活氣あり前途に待つこと切なるに方り不幸職に殉ず痛惜する者豈獨り吾人のみならんや鈴木典獄も發病以來深く憂慮し直に公病を以て之れを待遇し屢病床に臨みて痛切に慰問し病革るに及びては詳細上司に具狀する所あり訃報に接しては更に亡靈を慰め遺族を安する等總ての情誼を盡し些の遺漏なきを期し葬儀其他の準備には前任者たる元監獄事務官豐野胤珍氏竝に元典獄森元祐氏と共に奔走周旋し司法省に於ても亦生前の功勞を認め各種の優遇を與へられ在京各典獄其他の同情亦淺からず同二十七日東京府豐多摩郡中野町正見寺に於て佐竹大雄氏導師と爲り佛式を以て莊嚴なる葬儀を執行せり。

當日は空を掩ふ風塵熾くが如き炎熱にも拘らず會葬者は鈴木司法次官(代理)谷田監獄局長有馬典獄坪井典獄野口典獄鈴木典獄西原電信隊長豐野元監獄事務官森元典獄及在京各監獄の典獄補看守長

監獄醫教誨師教師並に横濱浦和兩監獄醫務主任監獄協會職員免因保護機關齊修會會長(代理)其他無慮二百名の多きに達せり。

式場に於ては谷田監獄局長谷田監獄協會會長鈴木典獄河野教誨師高橋東京るのはな會總代大谷齊修會會長大草監獄醫總代及三輪千葉醫學專門學校長の弔詞あり監獄局長監獄協會會長鈴木典獄及河野教誨師の弔詞左の如し。

監獄醫正七位多田正廣君ノ長逝ヲ悼ミ恭ク弔詞ヲ呈ス

大正七年七月二十七日

司法省監獄局長

從四位
勳三等

谷田三郎

豐多摩監獄醫務主任多田正廣君斯業ニ淬勵スルコト十有五年今ヤ身ヲ以テ職務ニ殉ス洵ニ哀悼ノ至リニ勝ヘス恭ク君ノ英靈ヲ弔ス

大正七年七月二十七日

監獄協會會長 谷田三郎

維時大正七年七月二十四日監獄醫正七位多田正廣君公務ニ殉シ溘焉トシテ終ニ逝ク君ハ明治三十七年三月初テ監獄醫ニ就任シ茲ニ十有餘年當監獄ノ醫務所長又ハ醫務主任トシテ勤務セラルルコト一日ノ如ク其間功績ノ録スヘキモノ一ニシテ足ラサルナリ特ニ明治四十二年四月當監獄移築ノ起工アルヤ前後六年ノ長月日ニ互ル君カ檢診ハ工事ニ至大ノ便宜ヲ與ヘ又大正三年夏在監者ニ多數ノ腸窒扶斯患者ノ發生スルヤ君ハ寢食ヲ忘レテ之レカ傳播ノ防衛ニ盡瘁シ病者ノ治療ニ任ス更ニ本年六月再ヒ該患者ノ發生スルヤ君ハ前轍ニ鑑ミ敏速ノ處置ヲ取り滿腔ノ熱血渾身ノ精力ヲ傾注シ治療ノ衝ニ當リ尙ホ僚屬ト共ニ病系ノ研究細菌ノ檢査ニ從事シ恪勤勵精之レカ豫防及撲滅ヲ期ス其職ニ忠ナルハ蓋シ君ノ性真摯ニシテ濶達銳敏ニシテ懇切ノ致ス所其勞ヤ甚大ナリ然ルニ君ハ却テ其病菌ニ犯サレ遂ニ起ツ能ハス内外哀悼痛惜セサルナシ況ンヤ日夕事

ヲ共ニシタルモノヲヤ君病ニ罹ル數日前誠意ヲ
披露シテ訴フル所アリ其語尙ホ耳朶ニ在リ病革
ル一日前君ヲ病床ニ訪タルトキハ口既ニ言フ能
ハス其狀眼前ニ彷彿タリ今や幽明ヲ隔ツ之レニ
答ヘントスルモ答フルニ由ナク之ヲ聞カント欲
スルモ聞クヲ得ス悵悵永ヘニ盡キサルナリ然レ
トモ君カ職務ニ努力セル遺功ハ永ク傳ヘテ忘レ
サルヘシ君幸ニ限セヨ

大正七年七月二十七日

豐多摩監獄典獄 正六位 鈴 木 信 彌

豐多摩監獄醫務主任監獄醫正七位多田正廣君公
務ノ爲ニ病ニ罹リ大正七年七月二十四日遽ニ逝
ク嗚呼哀イ哉君ノ豐多摩監獄ノ醫務ニ任スル茲
ニ十有餘年其間余ハ君ト終始相提携シテ奉公ノ
務ニ服シ相追徴シテ私交ノ誼ヲ結フ君ノ識見ト
其優秀ナル才能ハ重任ヲ荷フテ能ク其責ヲ全フ
シ君ノ温情ト其快活ナル好誼ハ久キニ涉リテ益
深シ是レ君ノ社會ニ重キヲ爲シ故舊ニ敬愛セラ

キテ家門ノ盛運ヲ加フルコト是レ亦余ノ深ク信
スル所ナリ果シテ然ラハ君ノ後事亦憂フ可キモ
ノ無カル可シ茲ニ君ノ長逝ヲ送ルニ際シ聊所懷
ノ一端ヲ叙シ以テ弔詞トス。

大正七年七月二十七日

豐多摩監獄教務主任

教誨師正七位 河 野 純 孝

○受刑者の逃走逮捕 札幌監獄札幌區出所拘禁受刑者文
書通達行使詐欺懲役一年中川茂松に去る六月三十日午前四時三十
分頃捕獲夫として就役中戒護者の隣に乘じ裏門の鍵を窃取し尙引
續き就役中復も給合羽、白衣等を窃取し遂に裏門より逃走したる
も最寄各警察署と協力の上方約七里鐵道沿線報警前に於て張
込中の看守に逮捕せらる。

○受刑者破獄逃走 松江監獄濱田分監在監受刑者物盜七犯
懲役十年正見伸治に六月十八日癡癡患者として雜居房より獨居監
に轉居せられしを幸とし箒で包藏せる鐵片に鋸の如く刃を著けし
もの及雜洋釘等にて同監獄附屬便所窓の格子欄を切斷し七月十日
午前零時三十分頃其所より脱出し逃走したるが午前五時起床點檢
に際し之を發見し直に部署を定め追跡せしむると同時に警察署及

ル所以ナル乎殊ニ其身ヲ献テ職ニ殉セシ忠誠
ノ行動ハ君ノ生平ノ美德ノ表現ニシテ僚友ノ公
衆ト共ニ瞻望スル所惟フニ監獄ノ前途ハ君ノ如
キ有爲ノ人材ニ待ツコト愈切ニ社會ノ現狀ハ君
ノ如キ忠節ノ師表ヲ要望スルノ益急ナルヲ秋
方リテ圖ラサリキ不幸君ノ長逝ニ遭フ誰レカ哀
悼ノ情ニ堪ヘサル者アラン況ンヤ余ノ如キ特ニ
其知遇ヲ辱フセシ者ニ於テヲヤ會者定離ノ金言
常ニ心底ニ存スト雖今ヤ生死岸頭君ト相分ル
ノ時ニ臨ミテ轉哀惜ノ情ニ勝ユル能ハス然リト
雖君幸ニ彌陀願王ノ大悲ニ招致セラレ寂靜無爲
ノ都ニ入ラハ人生ノ悲劇ヲ回顧シテ蓋シ亦一夢
ノ如キ感アラン余モ早晩君ノ芳躅ヲ追フテ蓮華
臺上重ネテ君ト手ヲ握ルノ時アル可キハ心竊ニ
期スル所君今去ルト雖君ノ家庭ハ貞節ノ聞高キ
令室ノアルアリ君ニ代テ子女ノ教養ニ任シテ能
ク其務ヲ盡サル可ク又孝悌ノ譽著シキ令息ノア
ルアリ學成リ業ヲ卒フルノ曉能ク君ノ遺志ヲ紹

憲兵分隊へ應援を求め協力捜査の結果翌十一日午前十一時頃同縣
那須郡雲城村に於て分監を去る約二里中の所に駐在せる巡查の手
に逮捕せらる。

○被告人の逃走逮捕 山口監獄下關分監在監物盜詐欺橫領
事件被告人河内庄右衛門は七月十日下午關區裁判の召喚により出廷
せしめたるに詐て嘔氣を催したるを以て法廷外に出でんことを申
出あり手錠を施すことなく暫時留置場に休息の後再び出廷の途次
隙に乘じ逃走したるも約二丁追跡せられ民家の床に入りたる所を
取押ふ▲山形監獄米澤分監在監強盜六犯被告人濱田福太郎は七月
十八日午前六時過監房開扉の際突然脱出逃走せんとせしも直に就
縛せしは幸なりき。

○復も受刑者の逃走 長野監獄拘禁受刑者物盜七犯懲役八
年大松作久太郎は作業用商車の小鐵柱を窃取し枕の内に包藏し之
を以て監房羽目板を取外し箒てより廊下及箱膳の木片にて作成せ
る長さ八尺の梯子を使用し七月二十四日午前五時四十分頃逃走し
途中獄衣を脱し裸體にて分監より數丁を距る村社々殿床下に這ひ
込み居たるを追跡せる監獄職員の發見する所となり直に逮捕す。

○受刑者の傷害 小曾監獄在監強盜六犯懲役二十年桐貫五
三郎は同房者物盜九犯懲役十二年米岡留吉が年若なるに男色關係
を結ばんとし親密交際を求めたるに同人の應ぜざるのみならず却て
他囚と親密にして五三郎に對しては頗る疎なるより茲に憤怒の極
遂に六月十四日食後作業用庖丁を以て右留吉の後頭部及右胸其

他に大小五ヶ所の負傷をなましむ治療二週間を要す。復同監拘禁の窃盜十一犯懲役十三年田中市松及窃盜六犯懲役六年馬場雷三の兩者は従来男色關係を有せる者の如く互に戀らざる愛の誓ひを爲し居たるが市松は他の同房者と折合善からざるより轉房せらるゝ身となりしものゝ尙關係を斷念する能はず然も堅き言葉を取交はしたる雷三は頃者他因色慾を満しつゝある旨を仄聞したれば一時に嫉妬の焰胸に充ち遂に六月二十四日午後二時過ぎ工場用の小刀を窃取し其足にて雷三の就業所へ至り同人背肩部及顔面左腕等四ヶ所へ治療三週間を要する傷害を負はしむるに至れり。

○**經死一束** 福岡監獄在監窃盜橫領懲役七年山村辰三郎は近頃氣管支炎並より肋膜炎を併發せるを悲觀し六月三十日午前三時前獄衣に纏着せる小帶を取外し監房鐵格子に結付け經死を遂ぐ

▲奈良監獄拘禁詐欺橫領事件被告人松島彌一郎は七月十四日午後十一時過二時間餘停電の爲め消燈の儘房内暗黒に乘じ發作的に前非を悔ひたるが貸與の三尺帶と襪とを結び合せ鐵窓に引掛け之に依り絞首死亡▲三池監獄在監受刑者放火犯懲役十五年島崎嘉福は罪跡を否認し之れ全く共犯者の罪にして自ら冤罪なればとて屢々再審の訴提起の思慮を有せしが偶々實弟より再審を望なき旨辯護士の答ありたれば此議は斷念すべき趣通知に接し只管前途を悲觀の極遂に六月二十日夜半貸與の帶を用ひて絞死す▲秋田監獄在監受刑者詐欺懲役四年二田藏之助は精神衰弱の結果貧血症に罹り憂鬱煩悶の狀ありしが七月七日午後八時過三尺帶にて絞首したるも

巡視の看守に發見せられ直に抱下したる爲め遂に死に至らずして生命を取止めたり原因は厭世自殺なりとす。

○看守長任用試験

七月八日より大阪に於て看守長任用試験施行せられたり受験者は十八名にして其内合格者の氏名左の如し。

高松	多田羅喜平	京都	三宅 定男
京都	高梨 菊若	高松	藤澤 清
和歌山	森田 朋行	徳島	福永 有文
高知	岡本 幸次	大阪	中川 雄治
大阪	高橋龜太郎	松山	中矢 藤美
大阪	瀧川拾三郎	神戸	一岡 榮二
和歌山	古宅房之助	神戸	渡邊宗太郎
奈良	仁科 正次		

尙八月上旬名古屋に於ても看守長任用試験の施行ありて受験者總數二十名の内合格せるものは左記十八名とす。

名古屋	宮下 恒	名古屋	宇野文治郎
-----	------	-----	-------

叙 任

名古屋	阿部 新市	名古屋	榎本 運雄
金澤	北村 久則	名古屋	田畑 明照
金澤	須田安太郎	金澤	前坂源三郎
和歌山	宮田長之助	安濃津	上山喜一郎
岐阜	高井辰之丞	静岡	渡邊治三郎
金澤	東郷 周吉	名古屋	伊藤 勝重
岐阜	井上 金藏	膳所	益山喜三郎
岐阜	白木 清吉	安濃津	永井 梅吉



札幌へ出張之件認可ス	典獄(樺戸) 關 省 策
長崎三池、佐賀、福岡、熊本、大分、鹿児島、宮崎、各監獄へ出張ヲ命ス	囑託監獄 芥 川 信
依願免本官	典獄補(網走) 氏家孝太郎
任典獄補叙高等官八等 看守長兼司法技手(大阪) 杉 谷 熊吉	
七級俸下賜大阪監獄勤務ヲ命ス	監獄事務官 山 隈 眞直
京都、岡山、松江、各監獄ノ巡視ヲ命ス	司法屬 長 山 始
山隈事務官京都監獄外二ヶ所へ巡視ニ付キ隨行ヲ命ス	典獄(大阪) 杉 野 喜祐
奈良、糟所監獄へ出張之件認可ス	監獄(豐多摩) 多 田 正廣
年俸千八百圓下賜(死亡)	看守(佐賀) 鍵 山 俊治
任看守長月俸二十三圓給與	
甲府監獄勤務ヲ命ス	
叙勤六等授瑞寶章	從七位(鳥取) 鈴木 重靜
叙勤七等授瑞寶章	勳八等(岐阜) 堀内由之助

[illegible]

| - | | | 二 | | | | | | | | |
 | | | | | 〇 | | 六 - 三 三 六 | | | | 四 二 三
 | | | | | 二 | - 三 - 〇 五 二 | | | - | 二 八 二
Δ															
-	-	二 四	- 二 八 二 三 八 二 七 Δ			-	一 六 〇 五								
 Δ
 三 一 六 二 七 三 九 一 四 二 一 二 四 六 七 一 二 三 四 二 一 二 二 一 七 〇 一 六

罪名

▲大正七年六月中假出獄者罪名別表

備考 一日平均受刑者百人ニ對スル假出獄許可人員欄中大正七年(六月迄)分ハ大正七年五月末現在受刑者ニ依リ算出シタルモノ

公 務 執 行 幼 害
 放 澄 往 阿 通 文 有 印 爲 誣 狼 滅 薦
 來 貨 書 價 章
 片 偽 偽 偽 偽 偽
 煙 造 造 造 造 造 造 造 造
 火 水 害 煙 造 造 造 造 造 造 造 造
 擾 害 幼 行 執 務 公

										執行期		
										有	利	
			-		-					ノ一期以上	三期三分	期利
-	-				-	六	三	-	三	ノ二期以上	二期二分	
	二				-	六	-		-	ノ三期以上	四期一分	
										十年以上	無	期利
										以十五年	期	
										以二十年	上	
-	三		-		三	二	四		四	二五	一	計
-	一	三	-	二	四	四	五	八	八	一	二	累計
										大正七年		

— — — — —
三〇、一、〇五
△四一、〇五

假出獄後犯罪又取締規則違反_二至_四期間

六ヶ月以内
一年以上
一年以上
一年以上
一年以上
一年以上

|| || || || ||

監獄協會

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

大正七年八月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
編輯人 北島良吉
印刷所 東京市四谷區愛住町二番地
印刷人 磯村政富
印刷所 東京市麴町區有樂町二丁目一番地
報文社
發行所 東京市麴町區西日比谷町壹番地
電話新橋壹六八番
監獄協會
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地
東京書院